

平成25年度佐渡市社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

【基本方針】

少子高齢化や核家族化等の進行に伴い、地域社会や家庭内の結びつきが弱体化していき、孤立化や孤独死、また高齢者が最期を迎えるための「終の住処」をもてないといった問題が広がっています。一人暮らしの高齢者は全国で500万人を超え、病院にも介護施設にも入れず、居場所を転々とする高齢者が漂流する社会。誰もが安心して暮らすことができる社会をどう築くかをみんな考え、取り組まなければなりません。

急激な人口の減少と少子高齢化が進展する佐渡において、住民一人ひとりが自ら住む地域について見つめ直し、子供から、高齢者までが地域を支える一員としてそれぞれの役割を考え行動する事が求められています。

本会は、地域福祉推進の中核的組織としての役割を果たすべく、昨年度に引き続き佐渡市地域福祉活動計画の実践を行い、地域の茶の間や見守り活動等の身近な地域での住民参加による、住民主体の福祉活動を推進します。また、法人後見の受任をはじめ日常生活自立支援事業の実施を通して、権利擁護及び生活支援活動の普及と充実に取り組みます。

法人経営にあっては、職員研修の充実により職員の資質向上を図り、高品質なサービスの提供に努め経営の安定を図るため選ばれる事業者となる必要があります。特に、地域交流センター事業においては、集客と経費節減に徹底して取り組み赤字を抑える事が重要です。

全事業でのサービスの充実に努め、住民、ボランティア、福祉事業者、行政など、公私関係者がそれぞれの役割に添った福祉活動への積極的な参加と連携により、地域福祉の推進を総合的・包括的に展開し、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに向け、以下の事業に積極的に取り組んでいきます。

【重点目標】

1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

高齢になっても障がいがあっても、地域で自分らしい生き方ができるように、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題についても地域で協力して解決していくことが求められます。自分たちの地域は自分たちで支え合うという意識を高め、ともに活動していく風土づくりに努めます。

2 成年後見センターの機能充実

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が低下した方が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度に関する相談支援、普及啓発及び後見人等の受任を行い、高齢者や障がい者等の権利擁護支援の推進に努めます。

3 ボランティア活動の推進

市民が安心して暮らせる地域づくりのために、ボランティアの啓発・普及・育成等を行います。また、ボランティア相互の親睦、連携を図るとともにボランティア連絡協議会の組織化を推進します。

4 総合相談、生活支援による問題解決

市民が抱える生活全般の心配ごとや悩みごとを気軽に相談できる身近な相談所を充実するとともに、日常生活自立支援や生活福祉資金貸付等により高齢者等の生活支援に努めます。

また、地域包括支援センター等においては、高齢者の総合相談窓口として、心配ごとや悩みごとを気軽に、安心して相談できるよう努め、地域住民の保健・医療の向上及び福祉増進に努めます。

5 介護サービス事業の経営強化と発展

在宅介護サービスにおいては、入所施設の増設、増床や他の事業者の参入等により、利用者の獲得に苦慮している現状で、今後、さらに厳しい状況が予想されます。介護サービス事業者として基本に戻り、職員一同が意識を新たにし、サービスをさせていただいているという謙虚な心をもつ必要があります。利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応できる支援体制を整備し、職員全員が謙虚な心で、良質なサービスの提供に努め、利用者や家族から選ばれる事業所を目指します。

当協議会の理念をかなえる役割とともに、安定的な財源を確保する重要な役割を果たすため、事業所の経営目標を設定すること、また職員一人一人が経営目標を共有することで、経営の安定化を図ります。

また、内部研修の実施や外部研修に引き続き積極的に参加し、専門知識、専門技術を高め、市民から信頼される事業所を目指します。

6 福祉センター、地域交流センター等の経営強化

福祉センターについては、地域の福祉活動の拠点として活用を図るとともに、市内全域を視野に入れた事業を行い、施設全体としての収益をあげるなど、施設有効活用に努めます。また、用途の制限期間の終了する平成 27 年度以降の活用方法について検討します。

地域交流センター(温泉、プール、宿泊施設)は、佐渡市の補助金交付期間が終了し、自主財源による経営となります。サービスや接客態度、運営のあり方を改善し、売上げを伸ばす努力と、経費の節減に徹底的に取り組み、赤字幅の縮小に努めます。また、平成 26 年度以降の施設の統廃合や返還等の対応について検討します。

【実施計画】

1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

(1) 民生委員児童委員等との連携・強化

民生委員児童委員や社協事業所間と連携して地域課題への対応や対象者の情報収集等の協力のもとに、事業の推進に努めます。

(2) 地域福祉懇談会の実施

地域のニーズ・課題の把握や社協の目的、事業活動の周知に努める。住民の福祉に対する関心を高めることを目的に開催します。

(3) 見守り活動の推進

単身高齢者世帯等への近隣住民の定期的な訪問や、支援のネットワークによる声かけ、訪問、気配りなどを行い不安や孤独感の解消を図ります。

- ・未実施地区について住民主体の見守り・支え合い活動を実施

(4) 地域の茶の間・いきいきサロン等の実施

日中孤立しがちな高齢者が、地域の茶の間・いきいきサロンに参加することにより閉じこもりの予防や仲間との交流による孤独感の解消を図ります。

- ・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集える地域の居場所づくり支援
- ・地域の茶の間実施団体への活動助成
- ・いきいきサロン実施団体への活動助成
- ・支所間同士での交流会の開催

(5) 地域福祉会の組織化の推進

地域ぐるみの福祉の推進に向けコミュニティー（集落）単位に地域福祉会を結成し、住民主体の地域福祉活動の支援を行います。

- ・地域福祉会への活動助成金(活動実績に応じた助成配分)
- ・未実施地区について住民主体の福祉会の組織化を推進

(6) ふれあい招待昼食会の実施

ボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者等を昼食に招待することによって、地域の交流を進め、孤独感の解消等を図ります。

- (7) おはようコール（お元気コール）の実施
単身高齢者等の安否の確認を電話で行い健康状態の把握や孤独感の解消を図ります。
- (8) 在宅介護者リフレッシュ事業の実施
家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている介護者が集い、気軽に相談や話し合を行い、介護負担の軽減を図ります。
- (9) 生活支援ボランティア派遣事業(ごむしんネット)
高齢者や障がい者に対し、有償のボランティアを派遣し、話し相手や、ゴミ出し、郵便物の確認、出入り口の除雪、買い物等の生活支援を行います。
- (10) 配食サービスの実施
配達などにボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者世帯等にお弁当等を届けるとともに安否確認を行います。
- (11) 移送サービス事業の実施
公共交通機関を利用することが困難な高齢者や車椅子利用者の通院等を支援します。
- (12) 歳末たすけあい事業の実施
市民の歳末たすけあい募金により、要援護者に対し次のようなサービスを提供します。
- ・障子の張替
 - ・鏡餅、年越しそばの配付
 - ・おせち料理の配付
 - ・神棚、仏壇、家の中の清掃
 - ・出張理容サービス
 - ・図書カードの配付
- (13) 職員の資質向上
地域の福祉・生活課題が多様化する中、課題解決に向けて取り組む地域福祉事業は、住民主体・参加を基本に福祉ニーズの把握や柔軟性のある活動を共通認識のもと進めます。
- ・研修会の開催
- (14) 障がい者の地域生活支援
生活上の不安や支障を抱えた障がい者が安心して地域で暮らすために、市、団体、社協事業所間で連携し、新たな福祉サービス事業の展開に努めます。
- ・ニーズの把握のための障がい者団体との懇談会開催
- (15) 地域福祉活動計画の策定
様々な福祉ニーズや福祉課題の解決を目指すため、地域住民をはじめ地域のさまざまな団体や行政と連携しながら、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画を策定します。

2 成年後見センター運営実施計画

- (1) 成年後見制度の利用等、権利擁護にかかわる相談及び利用支援
本人やその家族及び関係機関等からの相談を受け、必要に応じて、日常生活自立支援事業等の社会資源につなげます。

(2) 法人後見人等の受任

家庭裁判所の選任により後見人等となって支援を行うことで、地域のニーズ充足の一端を担うとともに、継続的・安定的な支援活動に努めます。

(3) 成年後見制度等の普及、啓発

市民や各団体等を対象にして成年後見制度のシンポジウムを実施します。また、制度の活用法など地域等にも出向き普及に努めます。

(4) 新たな後見人・支援者の養成

認知症高齢者の増加などにより、さらに増えると予測される成年後見制度へのニーズに応じていくため、運営委員や三士会(弁護士・司法書士・社会福祉士)の専門職団体とも連携しながら、新たな後見人・支援者の養成・獲得を目指します。

- ・成年後見連続講座の実施

(5) 権利擁護のネットワークづくり

後見人等を受任している専門職を対象として、事例検討や情報共有を図り、権利擁護支援のネットワークを広げます。

- ・研修会の実施

(6) 運営委員会の開催

事業の適切な運営を確保するため、運営委員会(弁護士、司法書士、福祉関係者等)を設置し、後見事業の運営や受任に関する助言、指導及び監督を行います。

- ・運営委員会 年6回

3 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター・ステーションの機能強化

ボランティア推進のあるべき姿や体制づくりのため、センター・ステーションにおける業務の見直し、機能強化を図ります。

(2) 災害救援体制の整備

予期せぬ自然災害に備え、市民が災害時の救援活動を迅速に行えるよう災害救援ボランティアネットワークを拡充します。

- ・災害救援ボランティア講座の開催
- ・佐渡市や自主防災組織、関係機関との連携
- ・災害時における地域の体制づくりへの支援
- ・佐渡市総合防災訓練での災害ボランティアセンター運営マニュアルの活用

(3) ボランティア研修会等の実施

ボランティア活動を積極的に推進するため研修会等を開催し、人材の発掘・育成に努めます。

- ・ボランティアリーダー・サブリーダー養成講座を開催
- ・いきいきサロン事業等スタッフ交流会の実施
- ・ボランティアきっかけづくり講座の実施

- ・ 運転ボランティア養成講座の実施
- ・ 福祉教育推進座談会の開催
- (4) 発掘・相談・連絡調整
各施設・事業所・他団体との連携を図りながら、ボランティアやニーズを発掘し、ボランティア活動を広げます。
- (5) 情報収集と情報提供
市民に広く情報を提供するため、社協だより及びホームページを通じてボランティア情報を発信するとともに、市民からの意見・ニーズ等の把握に努めます。
- (6) 福祉教育事業の実施
児童にボランティア及び思いやりの心を育てることを目的に、ステーションと連携し、依頼のあった学校に出向き、「出前塾」を実施します。
- (7) 24時間テレビチャリティー募金活動の実施
ボランティアとともに24時間チャリティー募金活動を実施します。
- (8) ボランティア連絡協議会の組織化
ボランティア相互の親睦、連携やボランティアの発掘等を目的に新たに任意組織であるボランティア連絡協議会の組織化を推進します。

4 総合相談、生活支援による問題解決

- (1) 心配ごと相談所の開設
市民の日常生活のあらゆる相談に応じ、相談員が適切な助言、援助を行って地域住民の福祉の増進を図ります。
- (2) 弁護士による法律相談の実施
市民の法律相談に対応するため、県弁護士会の協力を得て両津ブロック、相川ブロック、佐和田・金井ブロック、新穂・畑野・真野ブロック及び小木・羽茂・赤泊ブロックで実施します。
- (3) 日常生活自立支援事業の推進
要支援者等の自立、日常生活の維持のため福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、支払い、金融機関からの払出・預入等の援助を行います。また、生活支援員のなり手が不足していますので、関係機関等に周知し、支援員の獲得に努めます。
 - ・ 支所単位での支援員交流会の開催
- (4) 苦情解決の適切な対応
利用者のサービスに対する信頼性の確保を図り、さらに充実したサービス体制を確立するため苦情解決の仕組みによる適切な対応に努めます。
- (5) 生活福祉資金等の貸付支援
低所得者、障がい者、高齢者世帯を対象に、また失業により生計の維持が困難となった世帯の生活の安定と自立を目的とし資金の貸し付けを行います。

(6) 地域包括支援センターの受託

高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活の維持ができるよう総合相談窓口としての機能強化に努めます。なお、相談件数も増加傾向にあり相川支所に新たにランチを設置し、相談機能の充実を図ります。

また、3職種の専門性を活かし検証しながら効果的な支援に努め、次の4つを重点におき事業を行います。

- ・困難な状況にある高齢者を専門的・継続的な視点から支援する。
- ・担当圏域包括ケア会議を通して、地域のネットワークを強化する。
- ・認知症の方や家族の対応を通して、さらに認知症相談会の機能強化を図る。
- ・地域の高齢者の実態を把握し、介護状態とならないような予防的対応に努める。

(7) 在宅介護支援センターの受託

地域包括支援センターから離れている地域では、高齢者の相談を身近に受け付けるため、在宅介護支援センターを市から受託し、運営します。

- ・両津在宅介護支援センターいわゆり
- ・両津在宅介護支援センターかんぞう
- ・松ヶ崎在宅介護支援センター

(8) 介護予防教室の実施

市の委託を受け、地域の身近な会場で開催し、健康チェック・運動機能を向上させるメニューを取り入れることにより、高齢者が要介護状態になることを予防します。

(9) 福祉用具貸与事業

介護保険制度に該当しない方や身体障がい者の方に介護用ベッド、車椅子等の無償貸与を行います。

(10) 介護者教室の実施

家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている介護者やこれから介護される方に介護技術を学んでいただき、介護負担の軽減を図ります。

(11) 男の介護教室、料理教室

男性に進んで介護に参加してもらうため、介護技術の基本を学んでいただきます。また、生活面での自立を促すため料理教室を開催します。

(12) 介護保険外訪問介護事業の実施

介護保険申請中の方や老人施設又は病院から外泊中の方等にサービスを提供することにより、高齢者等が健やかに自立した生活が送れるよう支援します。

5 介護サービス事業の経営強化と発展

(1) 訪問介護事業所の経営 5カ所

- ① 利用者のニーズに迅速・柔軟に対応できる体制を整え、利用者や家族から選ばれる事業運営を行います。
- ② 高齢者や障がい者の心身上の問題点を理解し、「利用者本位」「自立支援」に向けて、信

頼される事業所を目指します。

- ③ 介護保険制度を理解し、適正なサービスができるよう努めます。
- ④ 利用者に関する情報を共有するために定期的な内部会議を開催します。また、有資格者の獲得、研修会を行い職員の資質向上を図り、より良質なサービス提供を行います。
- ⑤ 介護保険外サービスの拡大を図り、利用者や家族のニーズに応え、安心して在宅生活を送れるよう支援します。

(2) 訪問入浴介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 居宅での入浴の援助を行うことにより、身体の清潔の保持と心身のリラックス、また、心身機能の維持、及び家族の負担軽減を図り、安全でよりよいサービスの提供に努めます。
- ② 事業所 PR と関連機関への営業活動、また特色あるサービスの企画を積極的に行うとともに、介護支援専門員や関係機関と連携し、利用者の獲得に努めます。

(3) 通所介護事業所の経営 10ヶ所

- ① 利用者の身体的、精神的な状態及び家族における介護負担を把握した上で、利用者一人ひとりの自己決定を尊重したサービスの提供を行います。
- ② 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を密に行い、ニーズを的確に把握するとともに求められるサービスの提供に努めます。
- ③ 介護機器等の衛生管理及び安全管理の徹底、事故や感染予防に努めるとともに、職員研修の充実を図り職員の資質向上、サービスの質の向上を目指します。
- ④ 地域での福祉拠点として信頼され、身近な施設として利用されるよう周知を図り、安定した経営に努めます。特に過疎化が顕著な周辺地域においては地域ぐるみでの利用促進を図ります。
- ⑤ 必要な改修等は計画的に実施するとともに、メンテナンスを励行し不具合の未然防止に努め長期の安定した経営を行います。
- ⑥ 制度改正やサービス提供内容の変更等には、利用者への周知の徹底と、きめ細やかな説明を心がけます。
- ⑦ 適切な個別援助計画を作成し、目標達成できるよう職員全員で統一したサービスの提供に努めます。

(4) 短期入所生活介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 利用者や家族のニーズに合ったサービスの提供に努め「利用者本位」「自立支援」に向けた良質なサービスを心がけ、安心して満足いただける施設づくりを目指します。
- ② 段階別の内部研修等を計画的に行い、職員一人ひとりの資質向上を図るとともに、統一したサービスができるよう職員間の情報共有に努め、良質なサービスを提供します。
- ③ 地域のニーズに応えるとともに安定した経営を図るために、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携を密にして利用者の獲得に努めます。

(5) 居宅介護支援事業所の経営 12ヶ所

- ① 地域の身近な相談窓口として利用者や家族のニーズに応じ、柔軟・迅速に対応します。

- ② 可能な限りその居宅において「自立した日常生活」を営むことができるよう、利用者や家族の希望をお聞きし、心身の状況、その環境に応じた居宅サービス計画を作成します。
 - ③ 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立った謙虚な心でサービス提供を行い、医療機関、施設や地域関連機関等との連携を図り、市民に選ばれる事業所を目指します。
 - ④ 計画的に研修会を実施し専門性の向上を図り、介護保険制度を理解し適正なサービスの提供と、面接技術やコミュニケーション能力を高め、質の高い支援を提供できるよう努めます。
 - ⑤ 地域福祉事業、民生委員、地域の老人会等の交流を深め、情報収集に努めるなど利用者の獲得や利用促進を図ります。
- (6) 認知症対応型共同生活介護施設の経営 1ヶ所、
- ① 入居者と共に生活する家庭的な雰囲気のもとで、認知症であっても、安らぎと喜びのある生活を継続していけるような工夫を行い、サービスを提供します。
 - ② 地域福祉事業やボランティア、民間の福祉団体と連携して、地域交流を積極的に行い、地域に根ざした施設運営を図ります。

6 福祉センター等の経営強化

(1) 老人福祉センターの経営

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図ります。

- ・真野老人福祉センター寿楽荘

(2) 福祉センター等の経営

ボランティア活動の推進、研修等の活性化、交流促進など社会福祉の進行に向け、市民が利用しやすい親しみのある福祉センターの管理運営を行います。

- ・両津福祉センターしゃくなげ
- ・小木福祉保健センターつくし
- ・赤泊福祉保健センターやすらぎ

(3) 地域交流センター（温泉、プール、宿泊施設）の経営

買い物支援事業や親子向けの事業等の新規事業に取り組み増収に努めるとともに、物品の共同購入や施設内の業務委託の一体化等で、一層の経費節減に努めます。

- ・地域交流センターワイドブルーあいかわ
- ・地域交流センター金井温泉金北の里
- ・地域交流センター新穂湯上温泉
- ・地域交流センター畑野温泉松泉閣

(4) 高齢者住宅の経営

高齢者が安心して、健康で明るい生活を送れるよう住宅を提供し、支援します。

- ・畑野高齢者住宅やわらぎの里

7 子育て支援の取り組み

(1) ファミリーサポートセンターの受託

仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するとともに、地域の子育てを支援します。

(2) 児童館「ちのわの家」の管理運営

健全な遊びを通して児童健全育成と保護者家庭の福祉の増進に努めます。

8 福祉情報の提供・啓発活動の推進

(1) 社会福祉大会の実施

市民ならびに福祉関係者の参加のもと、第10回佐渡市社会福祉大会を開催し、住民参加による福祉の島づくりのための理解と意識の高揚を図ります。

(2) 佐渡市社協だよりの発行

市民に福祉活動への参加意識をもってもらうため、社協の事業内容や地域での福祉活動の紹介をします。

(3) ホームページの活用

市民が必要とする情報及びサービスはインターネットで見ることができるようにホームページに掲載します。

(4) 福祉まつり等の実施

施設を開放し、利用者はもとより、ボランティア、一般市民などが広く参加するなかで各種の出し物や企画を楽しむとともに社協を理解してもらいます。

(5) 福祉バザーの支援

福祉バザーへの協力支援を行います。

(6) 介護職員初任者研修の実施

佐渡島内における介護人材育成の一助として、県から介護職員初任者研修事業者の指定を受け、研修を実施し介護基盤の整備を図ります。

9 法人運営機能

(1) 理事会の開催

業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行います。

(2) 評議員会の開催

運営管理上の重要事項及び事業執行上の基本方針について審議決定を行います。

(3) 監事会の開催

運営管理、業務の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。

(4) 委員会の開催

法人経営及び各種事業の適正な運営を図るため、法人運営委員会、地域福祉委員会及び介護サービス委員会において所管する事業の検討を行います。

(5) 経営会議

会長、副会長に対し業務執行上の近況報告をし、法人全体の事業運営及び経営について協議します。(月1回)

(6) 支所長会議

各支所の近況報告及び、当面する課題についての方策を検討します。

(7) 役員研修の実施

法人運営機能の強化、社会情勢の変化への機敏な対応、危機管理の徹底などの様々な課題を解決するため、また、先駆的、開拓的な事例を吸収し、社協の強化と発展を図るため、役員研修を実施します。

(8) 事業評価の実施

管理サイクル(計画、実行、評価、改善)を徹底し、サービスの維持・向上、継続的な業務改善を行います。

(9) 会員組織拡充の推進

会員は減少傾向にあるが、社協事業のPR等により社協への理解と賛同を得ることで、一般会員及び賛助会員の加入の促進に努めます。

(10) 人材育成の推進

庶務部会でテーマをまとめ、多数の職員が受講できる形での自主研修と、県、市、県社協等が開催する体系的な研修会を計画的に受講させ、職員の資質向上を図ります。また、参加者は研修内容について伝達研修を行い、自己学習の推進と知識向上を図ります。

(11) 人事考課制度の取り組み

公平処遇、働きがいのある職場づくり、効率的な事業運営を図るために人事考課制度の実施及び職員研修に取り組みます。

10 その他の取り組み

(1) 戦没者慰霊祭の実施

戦没者の慰霊のため、戦没者慰霊祭を実施・協力支援を行います。また、慰霊祭の方法について遺族会や市と協議します。

(2) 佐渡市老人クラブ連合会の事務・事業協力

佐渡市老人クラブ連合会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

(3) 佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務・事業協力

佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

(4) 佐渡市手をつなぐ育成会の事務・事業協力

佐渡市手をつなぐ育成会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。